

掲載内容

発刊にあたって
本手引きの利用にあたって
『工種別の確認のポイントの例示』
の見方

I章 はじめに

1. 「工事監理ガイドライン」について
2. 建築士法上の工事監理と法的責任について
3. 本手引きの活用の留意点
4. 用語の定義

II章 非木造建築物編

1. 確認方法のポイント解説

- 1-1 工事全般について
- 1-2 構造について
- 1-3 設備について
(電気設備・給排水衛生設備・
空調換気設備・昇降機等設備)

2. 工種別の確認のポイントの例示

2-1 建築工事

1. 一般共通事項
2. 仮設工事
3. 土工事
4. 地業工事
5. 鉄筋工事
6. コンクリート工事
7. 鉄骨工事
8. コンクリートブロック・
ALCパネル・押出成形セメ
ント板工事
9. 防水工事
10. 石工事
11. タイル工事
12. 木工事
13. 屋根及びとい工事
14. 金属工事
15. 左官工事

16. 建具工事
17. カーテンウォール工事
18. 塗装工事
19. 内装工事
20. ユニット及びその他の工事
21. 排水工事
22. 屋上緑化工事

2-2 電気設備工事

1. 一般共通事項
2. 電力設備工事
3. 受変電設備工事
4. 静止型電源設備工事
5. 発電設備工事
6. 通信・情報設備工事
7. 中央監視制御設備工事
8. 医療関係設備工事

2-3 給排水衛生設備工事・空調 換気設備工事

1. 一般共通事項
2. 共通工事
3. 空気調和設備工事
4. 自動制御設備工事
5. 給排水衛生設備工事
6. ガス設備工事
7. さく井設備工事
8. 浄水槽設備工事
9. 医療ガス設備工事

2-4 昇降機等工事

1. 一般共通事項
2. 昇降機設備工事
3. 機械式駐車設備工事

III章 戸建木造住宅編（軸組工法）

1. 確認方法のポイント解説

2. 工種別の確認のポイントの例示

1. 一般共通事項
2. 仮設工事
3. 土工事・地業工事
4. 基礎工事（直接基礎・杭基礎）
5. 木工事一般事項及び木造躯体
工事

6. 屋根工事
7. 断熱工事
8. 防水工事
9. 造作工事
10. 外壁・軒裏工事
11. 左官工事
12. 内外装工事
13. 建具まわり工事
14. 塗装工事
15. 給排水設備工事
16. ガス設備工事・ガス機器等設
置工事
17. 電気工事
18. 衛生設備工事・雑工事

参考資料

1. 工事監理ガイドライン

（平成21年9月1日国土交通省住
宅局建築指導課）

2. 平成21年国土交通省告示第15号 （抜粋）

- 工事監理ガイドラインの適正活
用検討研究会委員名簿
- 発刊にあたって協力者一覧

おわりに

「工事監理ガイドライン」の今後の活
用等に向けて

（参考文献等）

●内容を一部変更することがありますの
で、ご了承ください。

実務者のための 工事監理ガイドラインの手引き

— 国土交通省平成21年9月通知 —
— 「工事監理ガイドライン」の利用徹底ガイド —

編著 工事監理ガイドラインの適正活用検討研究会
編集 公益財団法人 建築技術教育普及センター

- ◆ 工事監理ガイドラインに示される確認項目のうち主なものについて、工事監理者が行う工事監理（工事と設計図書との照合・確認）のポイントを実際の写真を多数掲載するなどして、具体的に例示しています。
- ◆ 工事監理者の合理的判断の一助とすることを目的とし、多くの実務者から、経験に裏打ちされた工事監理実務のエッセンスを紹介していただいたものを取りまとめ、詳細な工事と設計図書との照合・確認の方法（一般的に行われている工事監理の合理的方法）の整理を試みました。

A4判・総頁 538 頁
本体価格 4,500 円＋税
送料 450 円

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
新日本法規 Web で検索
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

(3)「工事監理」と「監理」の違い

工事監理ガイドラインや本手引きにおいては、建築士法に基づいて工事監理者の行為としての「工事監理」について扱っています。一方、工事現場等では日常的に監理者が行う業務として「監理」又は「監理業務」という言葉を使用することが多いと思われます。この両者の違いについて説明します。

(一社)新・建築士制度普及協会発行の「工事監理ガイドライン 講習会テキスト」には、「工事監理」と「監理」の違いについて、次のとおり記述されています。

ガイドラインの対象である「工事監理」は、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」と建築士法に定義されています。

一方で、実際の工事監理者は、一般に監理業務委託契約等に基づき、建築士法上の工事監理のほか、建築物の品質を確保するため、様々な業務を行っています。これらを総称して「監理業務」と呼ぶこともあります。

すなわち、「工事監理」と「監理」の業務内容の関係は、「工事監理ガイドライン 講習会テキスト」の「参考資料」に示される次の図のようになります。

【監理】(監理者の業務)					
告示第15号					
別添一 第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」			別添四 第2項		
一 「工事監理に関する標準業務」			二 「その他の標準業務」		
項目 (1)～(3)	項目(4) (建築士法第2条第7項に 対応) 【工事監理】	項目(5) (建築士法第18条第3項 に対応)	項目(6) (建築士法第20条第3項 に対応)	項目 (1)～(7)	告示第15号 に含まれない 追加的な業務
				一～三	

(4) 工事と設計図書の照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
--------------------	---

工事監理ガイドラインの取扱い範囲

1. 確認方法のポイント解説

「工事監理ガイドライン(平成21年9月1日国土交通省住宅局建築では、戸建木造住宅の「軸組工法」及び「枠組壁工法」について、建おける確認項目と具体的な確認方法を例示しています。本手引きのⅢ章では、そのうちの「軸組工法」を取上げて、工事項目について合理的と思われる確認方法やそのポイントを、写真や項目について合理的と思われる確認方法やそのポイントを、写真や住宅の工事監理という業務は、一般の建築主にはなじみが薄く、理解されていない場合が多いと思われます。設計と施工が一体化設計・施工一括)場合が多いという我が国の住宅建設の慣習的工事項負契約に付随した業務と解されている場合が多いと思わしかしながら、建築基準法では、設計・施工の分離あるいは、建築物の用途、構造及び規模が一定以上の建築物の建築工、建築物の用途、構造及び規模が一定以上の建築物の建築工、ある工事監理者をおくことを建築主に義務づけており、またの建築物については、建築士が工事監理を行わなければならないとあります。

本手引きでは、建築士法に基づく「工事監理者による個別点」で行う工事監理について、具体的な方法の例示等を示すことにより、工事監理の業務を履行することによって、建築主の権利が保護されることとなります。

2. 工種別の確認のポイントの例示 2-1 建築工事

7. 鉄骨工事 (確認項目及び確認方法の例示)

工事内容	工事監理者の確認内容	
項目	確認項目	具体的な確認方法
1) 鉄骨	● 鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) 1P P000 ● 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト(規格・種類・寸法・ねじ形状) 1P P000 ● 溶接材料(規格・種類・寸法) ● 溶接材料(鋼材の組合せ適合・保管) 1P P000 ● デッキプレート ● 錆止め塗料	● 目視に係る立会い確認 ● 自主検査記録・材料搬入報告書料の認定書・工事写真等に係る確認
2) 耐火処理	● 吹付工法 1P P000 ● 耐火板張り 1P P000 ● 耐火材巻付け 1P P000	● 目視に係る立会い確認 ● 自主検査記録・材料搬入報告書料の認定書・工事写真等に係る確認
3) 資格	● 溶接施工管理技術者、溶接技能者 ● 溶接設備の点検・高力ボルト接合の施工管理技術者、溶接技能者 ● 専門検査会社の非破壊検査技術者、溶接検査設備検査技術者	● 目視に係る立会い確認 ● 自主検査記録・資格証明書等に書類確認
2) 製作	● 製品 1P P000 ● 形状・寸法、ボルト孔の径、スリット、開口部の補強 1P P000 ● 溶接状態 1P P000 ● 溶接面(まくれ・ひずみ・へこみ・割れの状態) 1P P000 ● スタッドボルト(径・本数・配置) 1P P000 ● 錆止め塗料の塗り	● 目視に係る立会い確認 ● 計測に係る立会い確認 ● 自主検査記録・製品確認記録・写真等に係る書類確認
3) 溶接接合	● 溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) ● 溶接手順書(溶接・食違い・ダイヤグラムとフランジのずれ・ルート開閉・両先角度・組立・エンドタブ) 1P P000 ● 溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入ラフの清掃・裏に)	● 目視に係る立会い確認 ● 計測に係る立会い確認 ● 自主検査記録・測定記録・施工工事写真等に係る書類確認
4) ボルト接合	● 高力ボルト ● 摩擦面の状態、とも回り有無、ト余長 ● 普通ボルト ● ボルト余長、座方法	
5) 鉄骨建方	● アンカーボルト ● 長さ・固定・養生	



写真5 平金物と羽子板ボルトの固定状況

POINT 書類確認のポイント

設計図書の定めにより工事施工者から提出される構造耐力上支障のある欠陥がないことを、抽出の横架材の接合部の状況(継手位置、接合方法、接合図等)に定める施工方法に適合していることを、抽出

POINT その他の留意点

設計図書の定めにより、継手位置については、プレキャストコンクリート構造物の場合は、プレキャストコンクリート材と、継手が干渉していないことを確認する場合があり、梁、桁その他の横架材は、その中央部付近の下側に、いとはされています。設計図書の定めによりですが、配管、むを得ず欠陥を有する場合には、構造耐力上支障がないことを確認する必要があります。

関係法令

- ・建築基準法
- ・建築基準法
- ・平成12年



写真3 掘削深さの確認状況



写真4 掘削深さの確認状況

POINT 書類確認のポイント

設計図書の定めにより工事施工者から提出される自主検査記録(各所の掘削深さ、掘削孔径、掘削孔底部の支持地盤、支持地盤へ計画書等に定めるとおりであることを、抽出のうえ確認します。

POINT その他の留意点

設計図書等に定めがある場合には、掘削孔径や掘削深さ、鉛直度、孔底超深波測定器により連続的に測定・記録することがあります。特に試験器による測定を行うことが一般的と思われます。

POINT 知っておくといふ豆知識

掘削深さと掘削孔径(又は掘削径)、掘削孔底部の支持地盤、支持地盤への掘削深さを確認します。

5.2 施工 3) 柱

横架材との接合状況(割れ・すきま・ねじれ) 金物の状態 欠陥部補強状態 防錆措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)

POINT 工事監理の主旨とポイント

柱と横架材の接合状況、取付け金物、欠陥部補強状態等及び柱の防蟻・防蟻措置の施工状況が、設計図書に定める施工方法に適合していることを確認します。これらの確認は、設計図書に定める方法、又は立会い確認や書類確認等の方法により行います。

POINT 立会い確認のポイント

建方又は組組が施工された後、接合部分の柱の割れ・柱と横架材のすきま・柱と横架材のねじれのないこと(写真1)を、抽出のうえ目視により確認します。柱に接続する横架材との接合状況と設計図書に指定された金物の状況(写真2)、欠陥部の補強状態、防蟻措置、防蟻措置等が、設計図書に定める施工方法に適合していることを、抽出のうえ目視により確認します(写真5・6)。



写真1 継手部の重ね長さの確認状況

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2013.12) 508361



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。